

**【警察本部関係：質問項目】**

1. 取り調べにおける可視化対象事件について
2. 通学路の安全確保（ゾーン30）について
3. 繁華街における悪質な客引き対策について
4. 子どもの深夜外出について

**【質問本文】**

1. 取り調べにおける可視化対象事件について

■ 質問（しもづる）

今の二牟礼委員の質問に関連しまして、私からも、取り調べにおける可視化対象事件の件で伺いたいと思います。

こちらは可視化対象事件の試行拡充とありますが、現在、対象になっている事件についてまず教えて  
いただいてよろしいですか。

□ 答弁（刑事企画課長）

録音・録画の試行の対象事件でございますけれども、本年の三月までは裁判員裁判対象事件、これのうち被疑者が自供しているもの、これが対象でございます。それがことしの四月以降、裁判員裁判対象事件につきましては、自供している事件に限らず否認事件でも実施すると、そして録音・録画する回数ですが、これをできるだけふやしていこうということになっております。

それともう一つ、ことしの五月以降、知的障害者が被疑者となる事件、これにつきましては、逮捕事件に限りまして、できるだけ多く録音・録画をしていこうということで今、試行をしているところでございます。

■ 質問（しもづる）

ここで、取り調べの実態について教えていただきたいのですが、例えば機器が設置されているのはこれまで、鹿児島中央、薩摩川内、霧島、鹿屋、奄美とあって、それに加えて県警本部と西署と南署に入れるという話ですが、例えば指宿や種子・屋久あたりで可視化対象事件の対象になった方がそこで逮捕された場合に、取り調べの間どこにいて、かつ、例えば最初から機器が置いてあるところに留置するものなのか、それとも一旦、例えば指宿なり熊毛なり、事件を起こして逮捕されたところに勾留して、一々連れてくるものなのか、そこを教えてくださいいいですか。

□ 答弁（刑事企画課長）

まず、対象事件が発生しまして被疑者を逮捕した場合は、捜査を担当しております警察署、ここに留

置するのが基本でございます。そして検察官に送致後、勾留が認められたら、勾留場所として指定された留置施設に勾留するということとなります。

先ほどおっしゃいました、例として指宿警察署を挙げられましたけれども、例えば指宿警察署の場合であれば、送致までは指宿警察署に留置する。そして送致、勾留後は、例えば留置センター署になっております鹿児島南警察署に勾留して、そこで捜査を継続するということとなります。録音・録画につきましては、逮捕直後、送致までの間に録音・録画するとすれば、指宿であれば指宿警察署で実施しなければいけない、勾留後に実施するということになれば鹿児島南署で実施するということとなります。

#### ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

今、送致前に行おうとする場合には留置場所で行わなければならないということで御説明いただきましたが、留置場所に機器がない場合にはどのような対応になるのですか。

#### □ 答弁（刑事企画課長）

録音・録画機器が留置場所がない場合でございますけれども、送致前に録音・録画を実施するとすれば、例えば鹿児島中央署にある機器を指宿まで運搬して、そこで実施するということも可能といえ可能でございます。ただ、そういうことができない場合は、送致前の録音・録画は実施せず、勾留後に実施するということとなります。

今回の補正予算でお願いしております中で、警察本部の機器がございますけれども、これにつきましては、警察本部で使用することはもちろんですが、全警察署に設置されるまでの間に必要があれば警察本部の機器を対象の警察署に持って行って、そこで実施するという、可能な限りそういう形で実施するという予定にしております。

#### ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

それでは、実際に対象事件がどれぐらい起こっているのかということについて、六月議会で二牟礼委員からの質問もあったところですが、六月議会以降も含めて、実際年間で、現状の基準に照らして対象になる事件がどれぐらい起こっているものなのか教えてください。

#### □ 答弁（刑事企画課長）

今すぐ手元でわかるものでございますけれども、ことしの裁判員裁判対象事件で四月の試行が拡充された後に発生、検挙した事件が九件（後刻「八件」に訂正の発言あり）でございます。

済みません。少しお待ちください。数字を確認いたします。

#### ■ 質問（しもづる）

あわせて、対象事件の中で、先ほど御説明いただいた送致前の留置の段階で、整備されていない場所に留置されていたものがどれぐらいあるのか、もしそれもわかれば教えてください。

□ 答弁（刑事企画課長）

まず、先ほどの対象事件でございますが、四月の試行拡充以降、裁判員裁判対象事件が八件発生いたしまして、そのうち五件で録音・録画を実施しております。それから、知的障害者に係る事件でございますけれども、これにつきましては四件の事件で七回の録音・録画を実施いたしております。

それと、この事件のうち留置場所で実施したものは、送致前に実施したのが、知的障害者に係る被疑者の事件、一件だけでございます。その他は全て勾留後に実施いたしております。

■ 質問（しもづる）

送致前と勾留後というお話、先ほどからいただいておりますけれども、今、送致前には知的障害者の件で四件あった中で一件だというお話でした。送致前に録音・録画の取り調べを行う・行わないというのは、どういうところで決めているものですか。

□ 答弁（刑事企画課長）

裁判員裁判対象事件につきましては、送致前の録音・録画を実施するものは通常逮捕事件ということになっておりまして、緊急逮捕あるいは現行犯逮捕した事件につきましては、試行を実施しないということになっております。ですから、通常逮捕の事件だけが対象になるということ、それと、先ほどお話が出ておりましたけれども、録音・録画機器の設置していない警察署で被疑者を逮捕した事件、これも今年の事件で複数ありますので、そういう関係で勾留後の録音・録画がほとんどになっているという状況でございます。

■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

大体現在の状況を御説明いただいたと思いますが、一点ここで申し上げておきたいのが、この可視化対象事件の拡充という趣旨を踏まえて考えれば、やはりなるべく送致前でも、対象になるものであればできるようにすべきであろうかと思ひますし、予算の関係もあろうかと思ひますが、今お話を伺っていると、どうしても機器の配置状況によって、送致前の留置段階での録音・録画の取り調べができない、障害になっているように思ひます。先ほど二牟礼委員からありました、全警察署に配備するというロードマップを描く中で、やはりもともと地域ごとに満遍なく配置するということも考えていらっしゃると思ひますが、留置段階での、せつかく本なら留置段階から可視化を行うはずのものが、機器の制約によって、予算の制約によって行えないということは、やはりあつてはならないと思ひます。一つは、今回提案されている、県警本部に配置して運搬するというものがあるかと思ひますが、場合によっては、対象事件が二件同時に起こらないとも限りませんので、ぜひ、今どういうところでどういうことが、どういう事件がどの地域で起こっているのかということも、もちろん御参考にされていると思ひますけれども、被疑者の方が機器の制約によって不利益をこうむることがないように整備計画を進めていただければと要望して、終わります。

## 2. 通学路の安全確保（ゾーン30）について

## ■ 質問（しもづる）

資料五ページの、公安委員会指定に向けた設置基準の一般的要件中にある住民の合意形成という部分について、幾つか伺いたいのですが、この住民の合意形成というのは、いろいろあろうかと思えますけれども、例えばどういうことが満たされると合意形成されたとなるものなのかということが一つ。

もう一つは、このゾーン30は非常にいいことだと思いますが、この合意形成に当たって、いや、こういうゾーン30をやられたら困るという反対意見としては、どういう理由から出ることが想定されるのかについてお願いします。

## □ 答弁（交通規制課長）

合意形成につきましては、基本的にまず始めないといけないのが学校関係者、PTA、その周辺に住まれている住民の皆さんです。住民の皆さん全員の理解を得るといのはなかなか困難ですので、区長さんや、代表される住民の方々、この方々の同意を警察が中心となって取っているところでございまして、ちなみに、この話をしますと、ほとんどの方が、賛成です、いいことです、と言ってくれるのが現状です。

ただ、今、委員が言われましたとおり、反対の面は、先ほども言いましたが、ハンブを実際にやろうとしたときに音の問題が出ますので、これは道路管理者と慎重に検討・協議しながら進めないといけないと考えているところでございます。

## ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

あと、初めに四カ所から始めるということですが、今後、効果が出てくると、今回のリストにある四十三カ所以外のところでも、ぜひうちの校区でもやってほしい、という声が出てこようかと思えます。例えば隣の小学校の校区がやって効果が出ていると、うちの小学校の校区でもやってほしいと地元の方が考えた場合に、地元からうちもやってくれ、という申請が出てきた場合にどう対応していくのか、今、大体の見通しがあれば教えてください。

## □ 答弁（交通規制課長）

四十三カ所というのは、これまで警察等が中心になりまして選んだ候補地でございますので、今後、こういうことがマスコミ等を通じまして大きく報道されるその過程においては、今、委員がおっしゃったとおり、うちもお願いしたい、という要望が出てくると思えます。これは、警察にとっても、県民・市民にとってもいい話でございますので、新たな生活道路対策として可能な限り選定を行って、住民合意形成など、そういうところがありましたところは、優先的に整備を進めていく所存でございます。

## ■ 質問（しもづる）

どうもありがとうございました。

### 3. 繁華街における悪質な客引き対策について

#### ■ 質問（しもづる）

先般、北海道への行政視察の際には、薄野地区の観光客に対するぼったくりや悪質な客引きを浄化したということを視察してきたわけですが、本県において飲食店街での客引きについて、もしくはスカウト行為について苦情等が出ていたら、どのような苦情が出ているか。また、それに対してどのような対応をとっているのかについて、ぜひ教えてください。

#### □ 答弁（生活環境課長）

客引き事犯の現状につきましては、天文館における客引きの状況ですけれども、文化通り一帯で行われる飲食店のホステス等が実施する、通行人に対する声かけの客引き、あるいは天文館の中心街でピンサロという風俗営業店に従業員として雇うためのスカウト行為等が、現在も行われているところでございまして、それらに対する取り締まりを実施している状況でございます。

本日の報道でもございましたとおり、中央署においてスカウト行為を検挙いたしておりますが、本年八月末における客引きの検挙状況につきましては四件でございまして、その他、スカウト行為等も検挙している状況でございます。

#### ■ 質問（しもづる）

客引きというのはいろいろな態様があるかと思いますが、そこを教えてください。風適法を見ると、第二十二条に風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない、ということで、客引きをすること、客引きをするためつきまとうこと、立ちふさがることとあります。立ちふさがることというのはわかりやすいですが、客引きをすることというのが、どの程度、客引きをすれば取り締まりの対象になっているのか。声かけ等は普通にやっているように思いますので、そこら辺の線引きを教えてくださいいいですか。

#### □ 答弁（生活環境課長）

一概に取り締まりの範囲といいますか、要領等について、ここでこういう状態をしているというお話をすることは、なかなかできないと思いますけれども、取り締まりにつきましては、うちの店にどうですか等の客引きで声かけをしながら長い距離をつきまとうなど、そういう悪質なものにつきましては検挙している状況でございます。

#### ■ 質問（しもづる）

わかりました。

特に天文館地区は観光客の方も来られるところですので、不愉快な思いをさせることがないように、そしてまた適用については、同じことをやった人が、例えば片方を挙げて片方を挙げないとなると、やはり法令や警察に対する信頼を損なう結果となりますので、いろいろ捜査の基準等あると思いますので、きっちりと基準を定めて平等な取り扱いをしていただきますよう要望して、終わります。

## 4. 子どもの深夜外出について

### ■ 質問（しもづる）

私からは、最近、二十四時間型深夜営業店舗がふえてくる中で、親による、保護者と子供が深夜に同伴して外出することについて、幾つか伺いたいと思います。

藤崎議員の一般質問でもありましたが、八月三十一日の深夜に、藤崎議員と二人で鹿児島市内の産業道路沿いや、深夜もしくは二十四時間営業している店舗を見て回りまして、実際どうなのかというところを見てまいりました。

その結果、やはり自分が子供のころに教えられたことと全然違う状況がある、というのが非常にびっくりしたところで、例えば、夜十時、十一時に次のところを見に行こうと店を出ると、今まさに三歳、四歳ぐらいの子供を連れた親御さんが、出ていくならまだわかりますが、入ってきたり、あとはゲームセンターで、同じく就学前の子供を連れてメダルゲームに興じる等、そういうのを見て、正直唖然とした覚えがあります。

ただ唖然としているわけにもいかないので、やはり教育上も悪いですし、これをどうやって変えていくのかということが我々の仕事であります。その観点から幾つか伺いたいのですが、今の法規制、法令に照らして、深夜に子供の出入りが規制されている業態としては、どういう業態があるのかということ、まず教えてください。

### □ 答弁（少年課長）

今、委員からの御質問にあった、夜間、子供たちの出入りを規制する法的な根拠ということでございますけれども、まず一つが、風営適化法二十二条に規定されておりますが、ここでは、県の施行細則と一緒にあって、十六歳未満の者は午後六時以降、それと十八歳未満の者は午後十時以降、店に客として立ち入らせてはならないとなっております。

そのほかには鹿児島県青少年保護育成条例で、興行者等、この興行者というのは、興行場法に定められております、映画・演劇・音楽・スポーツ・演芸等の業として行うところ、それと条例に規定されております、風営適化法の第二条第一項第八号に該当しないゲームセンター、カラオケボックス、マンガ喫茶、インターネットカフェなどが該当しまして、これらの業態におきましては、青少年は、となっておりますので、六歳以上十八歳未満の青少年を午後十一時から翌日の午前四時まで立ち入らせてはならないという規定となっております。

### ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

その規制自体が、風適法と県の青少年保護条例があって、年齢や時間というのが少しずれがあるかと思いますが、まず、風適法から話をさせていただくと、ざっくり言うと、県の施行条例もあわせて、今、御説明あったように、十六歳未満は十八時以降、十八歳未満は二十二時以降ですか、ゲームセンターには立ち入りできませんということになっているはずですが、それで、事業者に対しても立ち入らせないこと、そしてまた罰則規定等もあるかと思いますが、ゲームセンターを幾つか見て回ると、子供がいる

ところとないところと、同じゲームセンターでもくっきり差が出るんです。で、いるところとないところの差が何なのかと思ったら、二つあって、一つは、二十四時間型のものが商業施設に併設されているところ、かつ、ゲームセンターで幾つか出入口があるわけですけども、もう出入口はフリーで、一応、条例や法に書いてあるから看板は立てておきますと、今の年齢制限、何時以降と看板は立てて置いているけど、もう実質、だれも見えていないし、出入り自由と、そこは就学前の子供がいて、ほかの見て回ったところは、実は子供がいないことのほうが多かったんですけども、何が違うかと思ったら、やはり動線だと思います。

子供がいなかったところは、必ずカウンターや、人の目があるところを通らないと入れない。入り口が一カ所に限定されていたり、必ず出入口を通らないといけない。人がいる所です。それに対して、就学前の幼児がいたところは、もう横の壁もなくて入り放題で、ただ一カ所、二カ所だけ、メインの入り口と称しているところにだけ看板を置いてある。これで果たして、事業者が立ち入らせないということを果たしているのかどうかというのは、僕は正直すごく疑問があるのです。

それで、今、法に戻って話をしますと、事業者には立ち入らせないという義務が課されていて、かつ公安委員会としては、まず風適法第二十五条で、防止するための必要な指示や、また第二十六条で、営業停止という規定がありますが、この法の目的を達するために、例えばゲームセンターに一定の時間以降に子供が立ち入らないようにするために、まず警察として、事業者に対して指示を出すとか、どのような対応をとっているのかというところと、果たして、立ち入らせないというのは、どこまでやれば法に定められている義務を果たしたことになるのか、明確には難しいところはあるかと思いますが、そこを教えてください。

#### □ 答弁（生活環境課長）

まず、今、委員の御指摘のとおり、風適法の二十五条で指示がありまして、二十六条で営業停止等がございますが、すべてのゲームセンターがこの風適法の八号営業をとっているというものではございません。政令で除かれる施設もございまして、店舗面積におけるゲーム機の設置面積が一〇%未満であれば許可の対象としない、という解釈等もございまして、ゲームセンターもそのほとんどが許可を得ているというものではございません。許可を得ているゲームセンターにつきましては、当然、風適法で立ち入りを実施し、守られていない事項がございましたら、それに伴いまして、指示処分によりまして、守られていない事項について守るように指示することはできる、またその指示に従わなかった場合につきましては営業停止をかけることもできると規定上、なっております。

#### □ 答弁（少年課長）

今、生活環境課から説明がありました、風適法の規制を受ける営業以外の興行場等に対しては、県の条例の適用を受けるわけですけども、これにつきましては、先ほど説明しましたとおり、午後十一時以降の立ち入り制限です。それと、条例の場合は、子供だけということになっておりますので、基本的にそこら辺を根拠として取り締まり等をやるということになります。

## ■ 質問（しもづる）

今、ゲームセンターについて、風適法上、二種類あるという御説明でしたけれども、風適法の適用を受けるゲームセンターと受けないゲームセンター、大体どういうところで線引きをされるのか、教えてもらっていいですか。具体的に、大体教えてもらえるとありがたいのですが。

## □ 答弁（生活環境課長）

法で、まずゲーム機営業につきましては、スロットマシン、テレビゲーム機、その他、遊技設備で本来の用途以外の用途として、射幸心をそそるおそれのある遊技を用いることができるものを店舗に設置して、当該遊技機により客に遊技をさせる営業ということで規定はされております。

それに基づきまして、規則等で構造上の基準というのをごさいますて、いろいろな基準が設けられておりますが、ゲームセンターの許可を得る得ないにつきましては、先ほどお話ししたとおり、まず、ゲーム機の設置がされている区画が完全に外から見通せない区画であるかというもので、そこが店舗と言えるものであれば、その店舗をもって当然、許可を得る営業になり得ます。

ただ、見通しができて、大きな店舗の中に、一区画にそのゲーム機を何台か設置してあって、その区域だけがゲームコーナーというようなところは、そのゲーム機の設置の割合が、全体に占める割合の一〇%未満であれば、許可を要しない扱いとして、現在、許可の対象とはなっておりません。そういうような枠組みでゲーム機の許可の対象としております。

なお、喫茶店等でゲーム機を設置しているゲーム喫茶というのがございますけれども、ほとんどが店舗面積の一〇%を超えておりますので、ゲーム喫茶はほとんどこの八号営業の許可を受けて営業となっております。

## ■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

そうすると、我々がふだん目にしているゲームセンターというたぐいのもののうち、結構なものが、今、御説明いただいたように、風適法の適用外になることがあるということだとしますと、実際は法上は、十六歳が午後六時まで、十八歳が二十二時までという適用を受けない、適用するのが県の条例になりますから、午後十一時よりの制限だけになるから、ということだと思いますが、ただ、県の条例の適用だとしても、午後十一時から午前四時の間であれば、青少年を立ち入らせてはならないという規定は明確にありますと、これについての事業者に対する罰則規定もあります。

さっきの話に戻りますけれども、何をもって、立ち入らせてはならないという事業者の義務を果たしたか、というのは難しいところはあると思いますけれども、個人的には、見通しがよかろうが何だろうが、入り口をたくさん設けて、看板を一個立てておきました、これで、うちは義務を果たしましたというのは違うのではないかと思います。そこは実態として、今、風適法の適用を受けないゲームセンターの設置者と警察で、どういう指示や話になっているのですか。

## □ 答弁（少年課長）



今、委員がおっしゃられたのは、条例に記載してある、深夜に子供が出歩いていることが健全育成上よくない、ということをお話だろーと思ひますけれども、その辺を警察としましても、そのほかに、夜、出歩くことによつて犯罪の被害に遭う可能性もあるということも危惧されますので、例へば業界に対しましては、鹿児島県であれば、アミューズメント地域懇談会というゲームセンターの団体がありまして、そういったところや、カラオケボックスであればカラオケスタジオ協会といったところの会合、それと、県が主宰しています青少年環境づくり懇談会といった会合等や、各店舗に対して警察・少年ボランティア・市町村などと一緒、時々合同で立ち入り等、警察独自にもやりますが、そういった機会を通じて、各店舗の経営者に対して、保護者同伴であつても深夜の子供の連れ回し、そういったものは健全育成や犯罪被害防止の観点からよくないということで、条例に記載されております表示をしていなければ、既に県が準備しておりますので、それをその場で掲示してもらつたり、館内放送で客に対して周知してもらつたりなどといったような取り組みを要請しております。

また、警察としましては、保護者等に対しまして、非行防止教室などの各種機会におきまして、連れ回しの自粛をお願いしております、また、各警察署でも学校などと連携した合同補導等を実施しているところでございます。

## ■ 質問 (しもづる)

ありがとうございます。

事業者との協議を密にされているということは一般質問の答弁でも伺ひまして、ぜひ取り組みをさらに進めていただきたいと思うわけですが、ここで、一つ伺ひたいのが、鹿児島県内、最近本当に二十四時間型店舗がどんどん進出してくるようになりました。中には、やはり二十四時間営業していることによつて、特に深夜営業してきらびやかにしておくことによつて、人を寄せて、それで利益を得るという業態も存在することもたしかであります。こういう新たな業態の方々というのは、今おっしゃった協議の場に、警察と各種団体との協議などの場にちゃんと出てきてくれて、県警側、県側の話はちゃんと聞いてくれているものなのか、意思疎通ができているものなのかということをお聞かせください。

## □ 答弁 (少年課長)

先ほど来、県は関係機関、業界にも働きかけをしているということでしたけれども、例へば、先ほど言ひましたカラオケボックス、それとインターネットカフェやマンガ喫茶など、あと複合の娯楽施設やボウリング場、映画館、興行場、ゲームセンター等、そういったところは声かけをしているところです。

ただ、一〇〇%かといいますと、新規の事業所についても把握しましたら積極的に声かけをして、こちらでも手を打っていくということに取り組んでいきたいと思ひております。

## ■ 質問 (しもづる)

ありがとうございます。

やはり親の理解、そして事業者の理解と、必要などころが多々あると思ひますので、難しいところはあるかと思ひますが、これからの担う子供たちの、特に乳幼児期、未就学児童を夜連れ回すのは、明らかに成長に悪い影響を及ぼすのは確かだと思ひますので、ぜひ実効的になるようにやっていただきたいと思ひますが、最後に一点だけ、要望意見です。先ほど、青少年保護条例第七条第二項に基づいて、

表示などを出してくださいということ呼びかけていると、館内放送で呼びかけもやっていると、これはこれで大いに結構ですが、逆に、一部の心ない事業者にしてみれば、これをやっておけばいいんでしょう、という免罪符として使われることが僕は怖いと思います。入り口に入場規制の看板を立てます、で、たまに館内放送を流しますと、これをやっておけば条例を満たすでしょう、というような使われ方をしないこともないのかと正直、この間の夜、見たとき思いました。

なので、ぜひ実効性があるように、事業者と、密にコミュニケーションをとってもらって、そしてまた、看板を出しとけばいいでしょうなどという態度のところには、しっかりと子供たちが出入りしないように実効的な措置をとりなさい、ということ働きかけていただきたいと思って、それを強く要望しまして、また意見とします。やはり二十四時間型営業にあわせていろいろな業態が出る中で、青少年保護条例なども、規定のあり方というのはもう一度考えなければいけないところもあるのかと思う次第です。

いずれにしても、実際、実効性があるように、ゲームセンターの件を中心に今後ともよろしく願いいたします。以上です。